

| | |
|------|---------|
| 整理番号 | 経-法申-13 |
|------|---------|

申請に対する処分個別票

| | |
|----------------------|--|
| 所管局部課（担当）名 （電話番号） | 経済戦略局産業振興部産業振興課 (06-6615-3781) |
| 処分課（担当）名 | 同上 |
| 処分の名称 | 中小小売商業振興法に係る商店街整備計画の認定 |
| 概要 | 中小小売商業振興法では、商店街の整備、店舗の集団化、共同店舗等の整備等の事業の実施を円滑にし、中小小売商業者の経営の近代化を促進すること等により、中小小売商業の振興を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。 |
| 根拠法令等 及び条項 | 中小小売商業振興法第4条第1項 |
| 審査基準 | ・商店街振興組合等が、アーケード、街路灯、その他の施設又は設備を設置する事業について商店街整備計画等を作成し、これを法令等の基準に基づき認定する。（法第4条第1項） |
| 標準処理期間 | 30日 |
| 経由日数 | なし |
| 提出先 | 経済戦略局産業振興部産業振興課 |
| 提出時期 | 随時 |
| 提出方法 | 商店街整備計画（共同施設事業）に係る認定申請書、前年度の事業報告書・決算報告書、今年度の事業計画書・収支予算書、商店街整備計画について議決した総会議事録、定款、組合の登記簿謄本、組合員名簿（詳細記載あり）、役員名簿、設置する施設の配置図及び構造を示す図面、見積書、アーケード工事届（アーケード工事の場合）を大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課に提出してください。 同法施行規則第1条第2項第6号に規定する場合にあっては同号に規定する書面を大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課に提出してください。 |
| 手数料 | なし |
| 相談窓口 | 経済戦略局産業振興部産業振興課 |
| ホームページ | |
| 備考 | |